

富士市優良工事表彰実施要領

(平成17年5月19日制定)

(目的)

第1条 この要領は、富士市の発注する建設工事を請負った建設業者のうち、対象工事の成績評定が優れた業者を優良工事施工業者として認定し、このうちから他の模範となる工事施工業者及び主任技術者等を表彰することにより、建設技術の向上並びに施工の適正化を図り、もって優れた社会資本の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に定める工事をいう。
- (2) 建設業者 法第2条第3項に定める者で、工事を直接請負うものをいう。
- (3) 主任技術者等 法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者をいう。
- (4) 対象工事 富士市が発注し前年度に完成した工事で、契約検査課が取り扱う工事をいう。ただし、修繕工事等を除く。

(富士市優良工事選考委員会)

第3条 優良工事施工業者の認定候補者並びに優良工事施工業者及び主任技術者等の表彰候補者を選考し、市長に推薦するため、富士市優良工事選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第3条の2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財政部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 委員会の庶務は、契約検査課が処理する。

(会議等)

第3条の3 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(選考、推薦)

第3条の4 委員会は、別に定める富士市優良工事表彰実施要領 運用基準（以下「運用基準」という。）の認定要件に該当する工事施工業者を選考し、優良工事施工業者の認定候補者として市長に推薦する。

2 委員会は、前項の認定候補者の内から、運用基準の表彰要件に該当する工事施工業者及び主任技術者等を選考し、表彰候補者として市長に推薦する。

3 前2項の場合において、委員会は、工事担当課長の意見を求めることができる。

(認定)

第4条 市長は、委員会の推薦に基づき優良工事施工業者を認定し、これを公表する。

2 市長は、前項の優良工事施工業者（以下「認定業者」という。）に対し、工事の競争入札参加者の指名等において、次年度の認定が行われるまでの間に限り、特別な配慮をすることができる。

ただし、認定業者が、運用基準の「特別な配慮をしない場合」に該当したときは、この限りでない。

(表彰)

第5条 市長は、委員会の推薦に基づき表彰者を決定し、これを表彰する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月19日から施行する。

ただし、第4条第2項及び第5条第2項の規定は、平成18年の認定および表彰の日から施行する。

この要領は、平成18年5月10日から施行する。

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

この要領は、平成25年6月4日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条の2関係)

産業交流部長

都市整備部長

上下水道部長

建設部長

契約検査課長